

公益財団法人岩手県土木技術振興協会の理事、監事及び 評議員に対する報酬等の支給の基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人岩手県土木技術振興協会（以下「協会」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、協会の常勤の理事、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく公認会計士の資格を有する監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に次により報酬を支給する。

- (1) 常勤の理事 月額445,000円の範囲内の額（県退職者に係る公社等の役員の人事等に関する取扱基準（昭和62年人第542号）の規定による。）
- (2) 公認会計士の資格を有する監事 月額30,000円
- (3) 評議員 日額9,600円

(役員手当)

第3条 常勤の理事には役員手当として次の相当額を支給する。

ア 通勤手当相当額

公益財団法人岩手県土木技術振興協会の職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第8条に規定する通勤手当の例により支給する。

イ 賞与相当額

岩手県の常勤の特別職の職員に支給される期末手当の例による。

ウ 寒冷地手当相当額

給与規程第13条に規定する寒冷地手当の例により支給する。

(退職手当)

第4条 役員等並びにそれ以外の理事及び監事には、退職手当は支給しない。

(支給日)

第5条 第2条第3号に規定する評議員の報酬については評議員会に出席の都度支給するものとし、それ以外の報酬等については給与規程の各規定の例に準じ支給するものとする。

(その他)

第6条 この規程の規定にかかわらず、県退職者に係る公社等の役員の人事等に関する取扱基準（昭

和62年人第542号)に該当しない常勤の理事及び監事の報酬等の支給の基準については、評議員会の決議により別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日の岩手県議会における「一般職の職員の給与に関する条例」等の一部を改正する議案が可決成立することを条件として、平成28年3月24日から施行し、平成28年3月1日から3月31日まで適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。